

第3章 計画の推進体制

男女共同参画の推進に係る施策は広範囲にわたるため、全庁的に推進していく必要があります。また、学識経験者等によって構成される「男女共同参画審議会」などの会議の活用や、「男女共同参画推進センター」や「男女共同参画推進員」と連携・協力しながら取組を展開していくことが必要となります。

庁内推進体制

1 男女共同参画推進本部

市長をトップとして、全ての局・区長等で構成する「男女共同参画推進本部」により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

2 横断的な取組の推進

案件に応じて、各種会議等を活用し、連携を図りながら、横断的な取組を推進し、諸問題に対応します。

3 男女共同参画基本計画の進行管理

毎年度、施策の目標（指標）の達成状況の把握や施策の推進状況を掲載した年次報告書を作成し、男女共同参画の推進状況、施策の実施状況を公表します。

4 職員一人一人による男女共同参画の実践

性別に関わりなく、職員の多様な個性と能力が発揮できる職場環境づくりを進めるとともに、男女共同参画についての理解を深め、その意識を養う研修を定期的に行うことで、職員一人一人が、職場で施策を推進するときはもとより、家庭・地域などにおいても、率先垂範して男女共同参画を実践していきます。

施策等の審議・意見交換

1 男女共同参画審議会

市長の諮問機関であり、男女共同参画に関する有識者や公募委員などにより構成する「男女共同参画審議会」において、男女共同参画の施策の進捗状況などを検証し評価するなど、その機能を一層発揮します。

2 男女共同参画推進連携会議

有識者や事業者等で構成し、情報や意見の交換などを行う「男女共同参画推進連携会議」により、互いに連携や協力をしながら、職場における男女共同参画の取組を促進するとともに、家庭や地域における男女共同参画の取組を促進します。

市民等の参画の推進

1 男女共同参画推進センター

男女共同参画を推進する拠点施設である「男女共同参画推進センター」において、その運営主体となる指定管理者と連携を図りながら、積極的な事業を展開します。

2 男女共同参画推進員

男女共同参画について、広く市民の理解を得るため、「男女共同参画推進員」を養成・登録し、男女共同参画推進センターや公民館と連携して、男女共同参画に関する市民の学習の支援をはじめ、地域などで男女共同参画を推進するための活動を行っています。

男女共同参画推進体制

庁内推進体制

■男女共同参画推進本部

本部長：市長

副本部長：副市長

構成員：各局・区長

幹事会

幹事長：市民局人権啓発部長

副幹事長：男女共同参画課長

構成員：各局・区等庶務担当課長ほか

施策連携

■各局・区
各種会議等

推進状況報告
・指示決定

連絡調整
・推進状況報告

■男女共同参画課

- ・男女共同参画の推進に係る企画調整
- ・男女共同参画基本計画の立案・推進、進行管理
- ・施策の推進状況の把握

施策等の審議・意見交換

男女共同参画
審議会

男女共同参画
推進連携会議

市民等の参画の推進

男女共同参画
推進センター

男女共同参画
推進員